

者が多数であったから出稼根性が濃く、従って景氣を追って道内各地に離散するものが少くなかった、しかし殆んどがその地域のアイオニアとなったと言われる。

当時は開拓の氣運がまだ熟しておらなかったため、以上のうち稲田の家臣及び天草・彼杵の移民の外は概ね離散して留まるものは少なかったことである。

その後にもまた新に移住するものがあつたけれども、団体移住と称するに足るべきものは明治十四年の赤心社の移住以外にはなかった。

×

×

さて移民は「移民規則または農業規則」や「捉書七条」などによる五人組制度を採用して強制的な開拓を行ったのであるが、自然条件の不利を克服する生産技術も低く、その上販売市場・交通などの条件も十分でなかったから、開墾は遅々として進捗を見せず、開拓使の手厚い保護政策によって辛うじて生活できる状態であつた。

また移民の中には、最初から三年間の官給保護を目的とした者が多かったので、黒田清隆をして「ツマラン貧民幾千人移住させてモ、トテモ自立ノ産ヲ営ムコトガ不可能」と慨嘆させた程であつた。

開拓使の直轄地以外の諸藩などの分割地も、移住開墾の成績は決してかんばしくはなかった。

しかし仙台支藩主従による土族団体の移住は一応成果を収めたし、前述の静内移住の稲田の如きは開墾に成功して好成績を挙げたのである。

こうして見ると北海道開拓は、窮乏した土族や農民などの移住が中心であり、彼等は苦しい自然条件の中で、投下すべき資本も、活用できる新しい技術の持ち合せもなく、ただ古い生産技術をもって開墾を行わざるをえなかったたのである。

従つて成功の割合は少く、ただ政府の手厚い保護をうけたものや精神的紐帯の強かつた土族移民などがわずかに成果を挙げた程度であつた。

さらに明治六年以降は、政府の財政が窮乏状態であつたので、明治七年「移住農民給与規則」が改正され移民に対する保護の割合を軽減することになった。

3 赤心社

日高国浦河郡を開拓した赤心社（本社は神戸）は、明治十三年旧三田藩士鈴木清が發起人となり同志と共に組織し、土族授産のため北海道開拓を行ない、労働力を提供した貧民にも土地を与えようとした。

明治十四年四月、広島・兵庫の二県から第一回移民五〇余名を募り、五月弘明丸（三五〇トン）に乗船して浦河に到着し、西舎村の開墾に着手し、さらに耕牛・ブラウにより同年中に十八町歩を開墾した。

明治十五年四月、沢茂吉翁は愛媛・広島・兵庫の三県より男女八十余名を引卒、荻伏村元浦川流域に移住し、荻伏村の開拓に従事した。これは赤心社第二回の移民であり、その後次第に発展していった。

（附）赤心社の詳細は富田四郎「会社組織による北海道開拓の研究」『日高国赤心社を中心として』に誌されて居り良書である

4 三県時代の移民

日高における当時代の移住は、明治十七年に淡路国の漁民が、静内郡碧葉村に移住したが、それ以来淡路国の人最も多く広く各地に移った。越前の人は静内・三石・浦河・様似の諸郡に入つたし、但馬の人は浦河附近に移住した。その他陸前・陸中・陸奥・越後・安芸・阿波等の人々は前後して日高に入り点々と各地域に移住した。

明治十八年（一八八五）には、青森県人が狩猟のため様似村に來住して傍ら農業に従事したが、これが様似農業のはじまりという同年、阿波国の人高岡精一郎が豊岡へ入地し三石村農村の開墾がはじめられた。

さらに静内のルベシベ（豊畑）に渡辺伊平を団長とする淡路の法華宗徒の一同が來住したが、その動機は全国的不況による信者の財政窮乏を見るに忍びず、北海道の新天地に移住してその生活を確立しようとの企図に他ならない。以来伊平の統制の下によく困苦窮乏に耐え、信仰の法燈の下、拓土に精魂を傾け一人の脱落もなく楽土の建設を全うしたのである。

四 伸びゆく農業

1 発達過程

明治元年夏以来、奥羽地方の戦乱の影響で食糧の自給増産を図ることから、内地と自然条件を異にする北海道に新らしい欧米の農業技術を導入して、内地農法にかわり大農法を行う計画は開拓使の農業政策として一貫し、この動きは後に北海道農業に大きな影響

を与えると同時に、北海道の産業政策の重点が漁業から農業に転移して行くことになる。

自然の宝庫として喧伝された未開の北海道の開拓は、開拓使の設置により入植者を募り、明治四年廃藩置県を契機として本格的に行われることになって十年計画が打ち立てられ、農業政策が打ち出されたのである。

明治四年ころ、仙台、彦根の二藩の士民と稲田邦植の家臣及び肥前彼杵、肥後天草の民が移住して農業を営んだが、同五年における既墾地は概略次のとおりである。

郡	既墾地	耕作者
沙流	三九町五反 九町七反	仙台藩募移民開墾 其内佐瑠太村 二十八町六反歩 彦根藩募移民開墾但し水田五畝歩あり
新冠	三〇六町一反 二二町二反	各村「アイヌ」耕作地年々増減あり 各村「アイヌ」耕作地年々増減あり
静内	三五町一反 四一町〇	稲田家臣開墾 各村「アイヌ」耕作地年々増減あり
三石	一町二反 三二町八反	姨布村漁場持畑 各村「アイヌ」耕作地年々増減あり
浦河	二二町〇 不詳	天草彼杵の移民開墾 各村「アイヌ」耕作地
様似	四町七反 五町七反	永住及び寄留人開墾多くはそ業畑なり 「アイヌ」耕作地
幌泉	八町一反	永住及び寄留人のそ業畑

当時の農作物は和人は主として大豆・小豆・大角豆・粟・蕎麦・馬鈴薯を作り、「アイヌ」は稗・粟・馬鈴薯が主であった。しかしその後になって前記の仙台・彦根の士民達は概ね離散してしまい、留まるものも殆んどが永住の念が稀薄であったし、その

上作物の販路が乏しかったから、農業によって生計を樹てることは到底困難であると考え、運搬その他の雑業を兼ねるようになり、農業に至ってはその規模は極めて微々たるものであった。

ことに「アイヌ」は農具も十分でなかったから耕作は甚だまづかった。明治十四年になって、三石において開拓史は牛耕の先鞭をつけたが、赤心社もまた浦河郡に農民を移住させると人力による開墾は容易でないことから、耕牛「ブラウ」を札幌より購入しこれを用いて開墾を行ったので作業を著しく進捗させることができた。

それから後は新旧の移民達もこの実状を見てその便利なことを知り、ついに馬耕が盛んに行われるようになり、各自の耕作反別は増大し、収穫も順調で大小豆の輸出も増加し、日高農業の面目は一変するようになった。

自昭和十年 各郡における各年次の耕地を表示する
至昭和十四年

郡名	明治一〇	明治一一	明治一二	明治二三	明治一四
沙流	一四七町二反	一五八町三反	二二五町八反	一九七町二反	一一〇町五反
新冠	三三町四反	一三町三反	二町七反	五町三反	三九町九反
静内	一九五町九反	一三九町二反	九一町七反	一九二町六反	一九五町九反
三石	二町二反	二町四反	二町八反	二町八反	三六町三反
浦河	七二町四反	七九町五反	七三町〇反	一〇一町四反	一四四町九反
様似	九町〇反	九町五反	九町七反	九町七反	一一町一反
幌泉	一五町六反	二〇町一反	一六町〇反	二八町八反	三〇町五反
計	四七四町七反	四二二町三反	四三六町四反	五三七町八反	五六九町一反

明治十五年三県時代に入ると、北海道の開拓は札幌・函館・根室の三県と、北海道事業管理局がそれぞれ任意に行うことになったが、その規模は極めて縮小され、その上農産物の買上げも不可能となったため、いま経営不安定な開拓農民の苦難は甚だしく、ここに至っては欧米式の農業経営による農業の普及は断念せざるをえなくなった。

その上当時の財政緊縮による不況が祟ったので、三県時代の農業の発展は遅々として進まなかった。これに加えて明治十二年以来

十七年迄は全道的に蝗害（註）があった。

例えば明治十三年、十勝国河西、中川二郡に発生したバツタの大群が襲ってきた。速度は一分間に六町と言われた。野に青色はなくなり紙や布までかじったと言われる。

明治十四年五月より十月まで飛蝗の最大は日高国静内、新冠、沙流の三郡と胆振国勇払郡で各郡とも二千石以上を捕獲したとも言われ、今なお諸処に蟬塚が残って居り當時を物語っている。収獲皆無の反別一六〇町歩、この駆除費五万円におよんだという。

（註）前記十勝のバツタ群の日高襲来は春以来の物凄く早急によって発生したものであって、染田川は極度に渇水し宛ら小溝の如き有様となったと言われる。しかしながらさしものバツタも明治十七年の冷湿と十八年の霖雨によつて完全に死滅してしまつた。

また移民政策そのものも、政府の財政難のため、これまでの保護割合を減らさざるをえなくなったので、できるだけ官費の要しない移住民の入植をはかり、自費移民を優先的に奨励することになった。

例えば明治十六年四月に、「転籍移住者手続」を定めて、主として移住後自活の可能な資力を有する自費移住者を重点的に移住させ、一般の自費移住者には土地のみ給与することとし、それ以外は殆んど補助を行わず、ただ資力のない転籍移住者に限って保護を与えることとした。

（例は 日本産業史大系に依る）

ともあれ開拓使、三県の両時代の産業開発は、農業に重点を置きながらも依然として漁業がその中心的位置を占めており、言はば北海道はやはり採集経済が主力をなしていたように覚える。従つてこの時代の農業の展開は極めて緩慢でむしろ北海道農業が将来益々発達しうる可能性のある徴候を示そうとした段階にあったものとして意義がある。

3 日高の藍作

静内における稲田邦植の移住団体は明治四年八月の第二回移住決行中途挫折・以来ついに来住を見ることができず邦植の素志はついに貫徹しなかつたのであるが、五年五月上旬方、中下方、下下方、目名、連弘、有良、門別の七ヶ村に家屋四十八棟を建設して移住の旧家臣を移させ永住の地と定めた。そして向う三ヶ年間の扶助は概ね開拓使の扶助規則に準ずるといふ特典をもつてすることとした。

正式の学校もまた六年に設立されている。八年には扶助期限が切れたので右一帯の海岸六ヶ所に稲田移民共有の官有漁場が下付き

れて、海産をもつて生計をたてさせることとした。

十年西南の役が起きると、屯田予備兵の徴募に応じて四十数名が出勤して軍役に服したが、この年に邦植の統率民は藍作を試みた。これは日高で嚆矢である。

（附記）藍作は佐瑠太の人々により明治四年既に試みられ、開拓使藍作の指定地として静内に特例を設けたのである。

翌十一年には邦植は藍作資金として開拓使より三千五百円の貸付を受け、これを村民に貸与し藍作と製麻の認可を得耕作につとめさせた。翌十二年五月開拓使はさらに藍麻製造取扱規則を發布して、これを保護するようになった。そして八月に目名村に藍靛（藍の素を発酵させて固めた染料）製造所を新設し、八田楠逸をして生産を担当させ、製品（玉藍十二貫入七百餘匁：八千四百匁匁）を東京に移出して好評を博し声価を収むるに至つた。

さらに札幌県勸業課年報は、藍は阿波の一大物産であるが移住者は藍の耕作にはある程度なれていたので、製造がよろしい時は阿波産の藍に比べて市場で競つても決して遜色がないだろうという趣旨のことを報告している。

このことはもちろん開拓使の保護政策によるものであることは言うまでもない。

こうして明治十四年末の総成績によると、戸口一五九戸七七八、開墾一九五町八反歩におよび、葉藍は十二年の一萬貫を最高とし年産四、五千貫を上下していた。（準拠 北海道史第三巻日高における藍作りと開拓使の保護に就いて、）

五 ケプロンの意見、ダンの指導

1 創業期の牧場

開拓使は、牧畜についてもケプロン計画に基づいて、良種を海外から輸入しこれを東京、七重、札幌、根室、真駒内、新冠の各牧場で飼育し、民間に貸付又は民間の家畜に種付して着々その改良普及を図つた。これが指導の任にあつて業績の著しかったのは開拓使雇教師エドウィン・ダンである。彼はケプロンの意を体し十ヶ年計画を策定専、新冠牧場の設計にあたつた。この後において北海道がわが国でも主要な畜産地帯として発展していく基盤がつくられたのである。

さて、幕府以来設定された馬牧は有珠、虻田、浦河であるが、制度の変革で馬牧の廃止が取り上げられ、元浦河馬牧は明治元年に経営中止、五〇〇頭の馬匹は横似、三石、浦河などの地方民間に委託した。

二年九月には、諸藩士族支配による牧場は、悉く開拓使が管掌し、三年に至り一時これを廃止した。

明治五年新冠牧場、六年登別、九年真駒内と開設され大規模の牧場経営が始まって、輸入した洋種畜を在来の牛馬に配合家畜の改良に努力した。また開拓使は牧草種子をアメリカより輸入して各地に播種したが、日高の風土に適した米國種などの牧草はよく生育した。また開拓使は官業として牧畜を経営するのみならず民間の牧畜を奨励した。

例えば明治九年の民間牡馬去勢の件を定め、十一年には「牛馬羊豚貸付仮規則」を設けている。

この結果日高地方にも民間に小規模ながら牧場ができた。特に明治十二、三年の馬価騰貴の結果、北海道産馬の移出が著しく馬種改良の効果が漸くあがり始めた。(参考 片山敬次北海道拓殖誌)

馬、北海道の開拓は、開拓使の設置によって、積極的に推進されて行くが、馬の飼育についても大きな改革が行なわれ、明治二年浦河郡の牧場は開拓使に所属した。

明治五年十一月には開拓使は新冠、静内に跨る約六、七〇〇町歩(二億万坪)の牧場を開設することを決めた。

明治六年浦河支庁主任となった北垣國道は新冠牧場の整備に乗り出し、明治元年元浦河馬牧を廃した際、横似、浦河、三石等の民間に貸与した馬を返納させて繋留し、さらに日高、胆振の野馬二、二六二頭を駆集し、木柵を造りこれを収容した。また南部や外国から優秀馬を輸入して漸次馬種の改良を図った。

また同年四月、農民作業のため馬四〇頭を浦河に、一五七頭を静内郡に、一三八頭を沙流郡に下付している。この頃より狼の群によって牧場の被害が次第に多くなった。

その後該牧場を明治七年秋に本道開拓の顧問ケブロンが、日高の殖民地巡回の折視察し、前代未聞の好条件にあると驚きかつ喜びいろいろと品種の改良について勧告した。

さらに明治十年該牧場の所屬地が解放となったため、内地農民の移住が多くなり開発が次第に進んだ。

また明治十三年岩根静一等が日高国波恵の牧場を創設した。経営に当り幾多の辛酸をなめたが、不撓不屈の精神力はついに彼の生産馬をして北海道三県連合共進会において、一等賞の栄誉を担うに至るまでの実績を挙げたのである。

十四年八月、明治大帝巡幸の砌り待従を該場に御差遣になつて巡視させている。

明治十五年日高は札幌県の所轄となると、新冠牧場は農商務省の所管となった。七月西郷従道農商務卿、品川同大輔の来場もこのためであった。翌年十六年一月には北海道事業管理局札幌事務所に属したが、宮内省の諸官の来場もあって、同年十二月新冠牧場は宮内省の所管となり御料牧場と称した。

当時は農業がまだ盛んでなかったため、自由に山野に放牧することができたから、牧場のないものでも容易に馬を繁殖して多数を所有することができた。

明治十五年藤波待従、十六年小松宮彰仁親王等連年有名人の来場を見たが、こうして見ると該牧場の設置は日高の馬産発展に直接間接に好結果をもたらしたことは確かな事実である。該牧場は翌十七年皇室附屬の地となった。

2 畜力農具と牛の飼養

開拓使時代に於ける農政の根柢は、いわゆる牧畜政策であつたから畜力農具の使用による大農経営が扶植された。

従つて経営方式は畜力馬耕作業による牛の飼養を主体とするものであつた。それ故、この勸農牧畜政策としての馬の増殖は、馬耕用の役畜の必要によるものである。

このように明治初期における家畜の飼養は、用畜として牛の飼養が最も強力に推進され、それと併行してプラウ馬耕が行なわれたのである。こうして開拓使は、新農業の展開に非常な努力を払つたけれどもこのような新農法を一般農民に普及させるには、いまだ多くの難点があつた。つまり新農具と入れ替へることは、資本の乏しいしかも教養の低い一般農民には並たいていのことではなかつたからである。

しかし明治九年頃には静内の旧徳島藩洲本の移民、浦河郡西舎および杵臼の移民農民も用いるようになったが、その普及と指導に最も大きな役割を果たしたのは農業現衛生であつた。

馬の種類はトロッター種の種牡馬を輸入して改良をはかつたけれども、その一代雑種は余り馬耕用には歓迎されず、むしろ南部和種と土産馬との一代雑種の南土合馬と言われたものが喜ばれたという。その後新種も輸入されたが、大き過ぎたため一般には普及されなかつた。明治八年エドウィン・ダンによって去勢法が作られ、悪馬を淘汰することになったが、成果が上らず相当に苦心したようである。

しかし明治九年民間所有の牡馬の去勢について論議が發布されると、不良馬の去勢は新冠牧場の現衛生が行ない、一方、明治十年より官有種牡馬と民間所有牡馬との交配が許されるようになり、さらに十一年からは種牡馬の貸与が行なわれて民間所有馬の改良が図られていった。

牛、牛の来歴を辿ると、寛政十一年（一七九九）に東蝦夷地を幕府が直轄して南部牛を購入しこれを各地に配分したが、幕吏が浦河、様似両場所にも配分された記録がある。それが安政期には勇弘、沙流などに繁殖しことに勇弘場所は著しい増殖を見せ数十頭に達したという。

ともあれ創業期に入ると開拓使はみずから官営牧場を経営して牛の改良繁殖を計画したばかりでなく、資金を貸与したりその他の種々の特典を与えて民営牧場を開設させた。

明治十四年沙流郡平取村の工藤作助の牧牛場はその一つである。彼の牧場は平取、荷葉に跨る二百六十余町地の積で、先ず郷里岩手から飼育した和牛三十余頭をひき入れ、真駒内から短角改良種牡牛一頭の払下げを受け、資金若干円を官より拝借して経営に精魂を傾け、常に畜牛と坐臥を共にするというその力行忍耐はまさに賞讃に価するものであったといわれ、その成果は明治十九年和種、雑種二百三十頭と官有の洋種十二頭を飼育する大牧場となり、その声価は全道的なものとなった。それ故民有牛は次第に増加の傾向を辿った。けれどもその増加の割合は官営牧場には及ばなかった。

当時の飼養法は、牛の用途は極めて狭く、乳肉ともにその要求がなく、僅かに耕牛として開墾用に使われたに過ぎなかったから、集約的な管理を施すことができず粗放な放牧経営にたよらざるを得なかった。

明治十四年七月、赤心社は開墾用に札幌より耕牛五頭を購入したが牛を輸入して札幌からの帰途に起った一奇談が社長鈴木清の北行日記に書かれているが興味あるままに左記する。（原文のまま）……サル郡より東は開闢以来一度も牛の通りし事なき地なれば、土人の驚いて之を視る、実に笑心千万なり。野馬も又おどろいて逃る。蓋し熊と間違えし故ならん。一日一土人あり、牛追にたづねて云く『それは何物なると』牛追答えて『猫なり』と戯る。彼真実猫なりと思ひ『何と大なる猫ならずや』とおどろく事、実に甚だし、昔より鹿を馬と云えしはきけども牛を猫と云つて之に承服せしはきかざるなり、嗚呼此のアイノウは前世界の民なるか、はた、往古の民なるか……

六 漁業のあゆみ

1 漁場の変革

場所請負制度の全廃と旧漁業制度の廃止は、開拓史による数百年の慣習の打破である。

この一大改革によって漁民が今迄のような制約をうけることなく、自由に漁業に従事できるようになったので、内地からの移民増加と相まって漁業者が著しくふえた。

さて場所請負制度の廃止は漁業に関連する最も重要なことである。

北海道の各場所を支配し、漁業を完全に掌握していたのは請負人である有力な商人達であった。したがって漁民はもちろん、その他の人民も彼等の鼻息をうかがいながら生活を営むのが実情であった。

ここに開拓史が設置された当時の日高各場所の請負人と運上金を示すと次の通りである。

郡 名	運 上 金	請 負 人
沙 流	三百六十九兩一分 永五十文	神富右衛門
新 冠	二百兩	浜田屋佐次兵衛
三 石	九百三十三兩三分 永五十文	小林屋重吉
静内・浦河・様似	三千八百八十二兩 四千六百十七兩	佐野専左衛門 (福島屋)
幌 泉	永百文	杉浦嘉七

(附) 永とは江戸時代伊勢以東の幕領で金銀銭を永楽銭に換算していうのであって、金一兩は一貫文にあたる。又兩は貨幣の名目で金貨で一分の四倍、銀貨で四匁三分。